



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和2年9月23日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 康



同

松 本 哲 郎



財務監査結果報告

監 査 日 令和2年9月9日（水曜日）

対 象 令和元年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況

監査結果 監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。また、事務処理上違法及び不当な事務処理は認められなかった。

指摘事項 (1) 債権管理に関する事項について

債権管理において、時効の援用による債権の消滅を防止する観点から、類似団体の事例等を研究し、督促状の送付時期など時効の中断について、より効果的な事務処理を行うよう検討されたい。

(2) 入札及び契約に関する事項について

指名型プロポーザル方式により実施した契約について、公募型プロポーザル方式や指名競争入札方式など、業務の性質を踏まえ、より効果的な入札方式を検討されたい。